

○デジタル庁告示第十九号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を次のように定める。

令和五年十一月三十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

一 令和五年度出産・子育て応援給付金（令和五年三月予備費使用及び令和五年度予算に係る子育て関連給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和五年法律第四十二号）第一条第三項に規定する令和五年度予算に係る出産・子育て応援給付金をいう。）

二 令和五年度北海道遠別町福祉灯油等購入助成金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和五年度遠別町一般会計補正予算における、北海道遠別町から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。）

三 令和五年度長野県長野市市民税非課税世帯等冬季光熱費助成金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和五年度長野市一般会計補正予算における、長野県長野市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。）

四 別表上欄に掲げる給付（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、同表中欄に掲げる予算における、

同表下欄に掲げる市町村（特別区を含む。以下同じ。）から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

附 則

この告示は、公布の日から適用する。

別表（第四号関係）

給付	予算	市町村
一 令和五年度岩手県野田村電力・ガス・食料品等 価格高騰緊急支援給付金	令和五年度野田村 一般会計補正予算	岩手県野田村
二 令和五年度鹿児島県三島村電力・ガス・食料品 等価格高騰重点支援給付金	令和五年度三島村 一般会計補正予算	鹿児島県三島村